

緊急事態宣言発令に伴う”一時支援金”が創設されました

一時支援金って？



- 経済産業省が実施する給付金で、令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う、飲食店の時短営業や外出自粛の影響を受けた事業者に対し、事業の継続支援を目的に給付。(JAの受付期限は令和3年5月28日迄)
- 農業者も含めた中小企業や個人事業主で、一定の要件を満たす方が対象。
- 給付の上限は、法人が60万円、個人事業主が30万円。

給付対象者(農業者の場合)の主な要件【観光農園等は例外あり】

- 以下の2つの要件を満たす方が対象です。
 - ① 宣言地域内の飲食店等と反復継続して直接取引している*、または、宣言区域内のJA・卸に反復継続して出荷している。
※ 『反復継続した取引』とは、2019年の1~3月および2020年の1~3月のそれぞれの期間で複数回の取引を行っていることを言います。
 - ② 令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業または外出自粛等の影響により、2021年1月、2月または3月の事業収入が2020年または2019年と比較し、50%以上減少している。

緊急事態宣言の影響による事業収入の減少とは認められない申請や、豊作による価格下落・不作による収穫量減少のみによる事業収入減少など、**宣言の影響に関係のない申請は給付対象外**となります。

給付額

- 上記要件を満たす方に対し、下記の算式で算出された額が給付されます。
 - ① 個人農家の場合(最大30万円)
(2019年または2020年の月平均事業収入×3)
－ (2021年の対象月の事業収入×3)
 - ② 法人の場合(最大60万円)
(2019年または2020年の1~3月事業収入合計)
－ (2021年の対象月の事業収入×3)

申請までの流れ

申請IDの発番

登録確認機関による事前確認

申請

1

一時支援金ホームページにアクセス
URL: <https://ichijishienkin.go.jp/>

2

『仮登録する』ボタンを押して、電話番号等を入力し、仮登録する

3

入力したメールアドレス宛に本登録用メールが届いていることを確認し、本登録(マイページを作成)する

4

書類を準備し、JAに事前確認を依頼する(当JAの組合員に限ります)

5

JAの確認を受ける
(当支援金は、JA等の登録確認機関による確認が必須です)

6

③で作成したマイページに連絡先や売上額などの情報を入力

7

⑥の入力が終わったら、確定申告書等の必要書類を添付

申請にはJAなどの登録確認機関による事前確認が必要です。

申請IDを発番し、必要書類が整いましたら、下記JA相談窓口までお問い合わせください。

◀ JA相談窓口 ▶ 最寄りの支店・営農経済センター、もしくは本店組織相談部相談課
● 電話番号：47-8176

当支援金の内容に関するお問い合わせは、下記相談窓口へお問い合わせください。

◀ 一時支援金相談窓口 ▶
● 電話番号：0120-211-240 (営業時間 8:30~19:00 (土日祝含む全日対応))